

## 協力型臨床研修病院の移転について

### 背景

- 令和2年4月1日から一部改正された医療法及び医師法が施行となり、国から都道府県へ臨床研修病院の指定権限及び研修医定員の設定権限の移譲等がなされた。
- 臨床研修病院が移転する場合の手続き等は、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行通知」等に規定されており、移転の際は、「地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。」とされている。
- 今般、協力型臨床研修病院である「両津病院」から、基幹型臨床研修病院を經由して病院の移転について報告が県になされたことから、本協議会においてお諮りするもの。
  - ・ 両津病院（基幹型臨床研修病院：新潟大学医歯学総合病院）

#### 【医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の施行について】

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

4 臨床研修病院の指定の申請

- (1) 基幹型臨床研修病院の指定の申請 ※協力型についても本項目を準用  
(略)

エ 移転等の前後における当該病院の規模、機能及び開設者の異同並びに移転等の範囲等を総合的に勘案し、当該病院としての同一性が認められる場合であって、かつ、当該移転等後の病院が指定基準を満たす場合には、引き続き指定を受けることができるものとする。

### 協力型臨床研修病院の指定基準

移転後の機能等について、指定に係る基準に基づいて審査を行う。

#### 【指定基準（例）】

- ア 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。
- イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。
- ウ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。 など

### 基準適合の確認方法

審査点検表に基づき、協力型臨床研修病院の指定基準に適合していることを申請書類で確認。

### 審査結果

- 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」に規定する指定基準に適合するか、県担当職員による書類審査を実施した。
- 「両津病院」は、医師法等で定める指定基準を満たし、医師臨床研修を実施できる環境が整備されていることを確認できたことから、引き続き協力型臨床研修病院として指定をすることは適と評価する。
- 上記結果を踏まえ、移転後も引き続き協力型臨床研修病院として承認してはいかがか。